

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項及び第2項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号の規定に基づき、総社市における介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、指定事業者が行う事業（以下「指定第1号事業」という。）に要する費用の額の算定基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

(事業の実施)

第3条 市は、総合事業のうち、指定第1号事業として、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、総社市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関する規則（平成28年総社市規則第44号）第3条第2項又は第5条第2項により、市長が指定した事業者（以下「第1号事業者」という。）が行う、旧介護予防訪問サービス（総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年総社市規則第45号）第1条に規定する旧訪問サービスをいう。）の事業

(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、第1号事業者が行うものであって、次に掲げる事業

ア 旧介護予防通所サービス（総社市旧介護予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年総社市規則第46号）第1条に規定する旧通所サービスをいう。）の事業

イ 基準緩和通所サービス（総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年総社市規則第47号）第1条に規定する緩和サービスをいう。）の事業

ウ 短期集中通所サービス（総社市短期集中通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年総社市規則第48号）第1条に規定する短期サービスをいう。）の事業

(利用限度)

第4条 指定第1号事業の利用は、別表第1に定める費用単位数の総数（以下「総合事業単位総数」という。）が別表第2に掲げる支給限度基準額に係る単位数に至るまでに限るものとする。ただし、同月中に指定第1号事業と法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の対象となる予防給付を利用する場合にあっては、当該利用に係る単位数の総数が別表第2に掲げる支給限度基準額に係る単位数に至るまでに限るものとする。

(費用)

第5条 第1号事業者は、指定第1号事業を実施したときは、総合事業単位総数に別表第1の1単位当たりの単価を乗じて得た額（以下「総合事業に係る費用」という。）を第1号事業支給費として利用者及び市に対し請求するものとする。

2 前項に規定する総合事業に係る費用の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 指定第1号事業の利用者は、第1項の規定による請求があったときは、当該総合事業に係る費用の100分の10（当該利用者が法第59条の2に規定する一定以上の所得を有する第1号被保険者（以下「一定所得者」という。）である場合にあっては、100分の20）に相当する額を、当該指定第1号事業を実施した第1号事業者に支払うものとする。

4 市長は、前項の請求の内容を審査した上、当該総合事業に係る費用の100分の90（当該利用者が一定所得者である場合にあっては、100分の80）に相当する額を、当該利用者に代わり当該第1号事業者を支払うものとする。

5 市長は、前項に規定する審査及び支払に関する事務を岡山県国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条に基づき岡山県知事の認可を受け設立された団体をいう。以下同じ。）に委託することができるものとする。

6 指定第1号事業の利用者は、指定第1号事業の実施により生じる食事代その他の実費額を、第1号事業者を支払うものとする。

(介護予防ケアマネジメントに係る費用)

第6条 市長は、介護予防ケアマネジメントに係る委託料として、別表第3に掲げる費用単位数に同表の1単位当たりの単価を乗じて得た額を支払うものとする。

2 市長は、前項に規定する支払いに関する事務を、必要に応じて岡山県国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第7条 市長は、総合事業の利用に係る利用料の合計額が著しく高額となる者に対し、高額介護予防サービス費相当事業費を支給する。

2 高額介護サービス等費(高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費をいう。)の支給対象となるサービスを利用している者に係る高額介護予防サービス費相当事業費の支給額は、当該高額介護サービス等費の支給額を算定した後に算定するものとする。

3 高額介護予防サービス費相当事業費の支給の要件、支給額の算定方法その他の高額介護予防サービス費相当事業費の支給について必要な事項は、高額介護サービス等費の支給の例による。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第8条 市長は、総合事業の利用に係る利用料及び医療保険の自己負担額が家計に与える影響が大きい者に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給する。

2 高額医療合算介護サービス等費(高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費をいう。)の支給対象となるサービスを利用している者に係る高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給額は、当該高額医療合算介護サービス等費の支給額を算定した後に算定するものとする。

3 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給の要件、支給額の算定方法その他の高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給について必要な事項は、高額医療合算介護サービス等費の支給の例による。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条・第5条関係）

指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）

サービス名	費用単位数	1単位当たりの単価（円）
旧介護予防訪問サービス	<p>1 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位（1月につき）</p> <p>2 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位（1月につき）</p> <p>3 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位（1月につき）</p> <p>注1 利用者に対して、旧介護予防訪問サービス事業所（総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「旧介護予防訪問規則」という。）第4条第1項に規定する旧訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護（旧介護予防訪問規則第3条に規定する旧訪問サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 訪問型サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい，施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(2) 訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において(2)に掲げる回数を超える旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者）</p> <p>2 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第74号の規定により準用する同告示第2号の規定に該当するサービス提供責任者（旧介護予防訪問規則第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している旧介護予防訪問サービス事業所において、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>3 旧介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム，同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下この注において同じ。）若しくは旧介護予防訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は旧介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し，旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</p> <p>4 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域に所在する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は，当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等</p>	10.0

が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、特別地域旧介護予防訪問サービス事業訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 5 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号の規定に該当する地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第68号に規定する基準に適合する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、同基準第68号中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 6 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧介護予防訪問規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。
- 8 利用者が一の旧介護予防訪問サービス事業所において旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を受けている間は、当該旧介護予防訪問サービス事業所以外の旧介護予防訪問サービス事業所が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。

4 初回加算 200単位

注 旧介護予防訪問サービス事業所において、新規に旧介護予防訪問サービス計画（旧介護予防訪問規則第40条第1項第2号に規定する旧介護予防訪問サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った日の属する月に旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合又は当該旧介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った日の属する月に旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

5 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした旧介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該旧介護予防訪問サービス計画に基づく旧介護予防訪問サービス事業訪問介護

	<p>を行ったときは、初回の当該旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>6 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第100号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	
<p>旧介護予防通所サービス</p>	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 1,647単位</p> <p>(2) 要支援2 3,377単位</p> <p>注1 旧介護予防通所サービス事業所（総社市旧介護予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「旧介護予防通所規則」という。）第4条第1項に規定する旧通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、旧介護予防通所サービス事業通所介護（旧介護予防通所規則第3条に規定する旧通所サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者（旧介護予防通所規則第4条第1項に規定する従業者をいう。）が、厚生労働大臣が定める地域に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧介護予防通所規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 厚生労働大臣が定める基準第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。</p> <p>4 利用者が旧介護予防通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通</p>	<p>10.0</p>

所型サービス費は算定しない。

5 利用者が一の旧介護予防通所サービス事業所において旧介護予防通所サービス事業通所介護を受けている間は、当該旧介護予防通所サービス事業所以外の旧介護予防通所サービス事業所が旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービス費は算定しない。

6 旧介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は旧介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該旧介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 事業対象者、要支援1 376単位

(2) 要支援2 752単位

2 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した旧介護予防通所サービス計画（旧介護予防通所規則第39条第1項第2号に規定する旧介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

(2) 旧介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

3 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 厚生労働大臣が定める基準第107号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。

4 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 厚生労働大臣が定める基準第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。

5 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 厚生労働大臣が定める基準第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。

6 選択的サービス複数実施加算

注 厚生労働大臣が定める基準第109号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。）に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい

	<p>ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位</p>	
	<p>7 事業所評価加算 120単位</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第110号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、評価対象期間(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第82号に規定する期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。</p>	
	<p>8 サービス提供体制強化加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第111号の規定により準用する同告示第23号イ及びロの基準に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が利用者に対し旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援172単位</p> <p>(イ) 要支援2144単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援148単位</p> <p>(イ) 要支援296単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援124単位</p> <p>(イ) 要支援248単位</p>	
	<p>9 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	
基準緩和通所サービス	<p>1 通所型サービスA費(所要時間2時間以上3時間未満)</p> <p>(1) 事業対象者, 要支援1285単位(1日につき)</p> <p>(2) 要支援2292単位(1日につき)</p> <p>注1 緩和通所サービス事業所(総社市基準緩和通所サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「緩和通所規則」という。)第4条第1項に規定する緩和サービス事業所をいう。以下同じ。)において、緩和通所サービス事業通所介護(緩和通所規則第3条に規定する緩和サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p>	10.0

	<p>2 利用者が緩和通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は算定しない。</p> <p>3 緩和通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は緩和通所サービス事業所と同一建物から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>4 利用者に対して、その居宅と緩和通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、3の減算対象となっている場合は、この限りでない。</p>	
	<p>2 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1により算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1により算定した単位数の1000分の22に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	
<p>短期集中通所サービス</p>	<p>1 通所型サービスC費 432単位（1日につき）</p> <p>注1 短期通所サービス事業所（総社市短期集中通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「短期通所規則」という。）第4条第1項に規定する短期サービス事業所をいう。以下同じ。）において、短期通所サービス事業通所介護（短期通所規則第3条に規定する短期サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは作業療法士、理学療法士又は介護職員の員数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準（この場合において、同号中「看護職員又は介護職員」とあるのは「看護職員若しくは作業療法士、理学療法士又は介護職員」と読み替えるものとする。）に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が短期通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスC費は算定しない。</p> <p>3 利用者が一の短期通所サービス事業所において短期通所サービス事業通所介護を受けている間は、当該短期通所サービス事業所以外の短期通所サービス事業所が短期通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービスC費は算定しない。</p> <p>4 短期通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は短期通所サー</p>	<p>10.0</p>

ビス事業所と同一建物から当該短期通所サービス事業所に通う者に対し、短期通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

2 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、栄養改善サービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、作業療法士、理学療法士、介護職員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 厚生労働大臣が定める基準第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。

3 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能向上サービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、作業療法士、理学療法士、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 厚生労働大臣が定める基準第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。

4 地域活動支援連携加算 300単位

注 利用者が第3条に規定する指定第1号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を、当該指定第1号事業以外の総合事業を提供する際に行うケアマネジメントCによる計画を作成する地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）に提供し、当該ケアマネジメントCによる計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始前6月以内において、当該利用者による当該指定第1号事業以外の総合事業の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

別表第2（第4条関係）

支給限度基準額

利用者		支給限度基準額に係る単位数
要支援認定者	要支援1	5,003単位（1月につき）
	要支援2	10,473単位（1月につき）
事業対象者		5,003単位（1月につき） 注 退院直後である等の理由により短期間集中的に第3条に規定する指定第1号事業の利用が必要である等、介護予防ケアマネジメントにより当該単位数を超えて当該サービスを利用することが必要であると認められる場合は、6箇月間に限り、1月につき10,473単位とすることができる。

別表第3（第6条関係）

介護予防ケアマネジメント費用額（費用単位数，単価）

介護予防ケアマネジメントの種類等	費用単位数	1 単 位 当 たり の 単 価 (円)
ケアマネジメントA	430単位（1月につき） 注 第3条に規定する指定第1号事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントCによる計画を作成する必要があるため、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）を作成する必要があるため、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。	10.0
ケアマネジメントC	430単位（1月につき） 注 第3条に規定する指定第1号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画を作成する必要があるため、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要があるため、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。	
初回加算	300単位 注 新規にケアマネジメントAによる計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画又は介護予防サービス計画を過去2月以内に作成し、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費又は介護予防支援費を算定している場合は、算定することができない。	
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位 注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（総社市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年総社市条例第16号。以下「予防条例」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（予防条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（予防条例第44条第10項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。	